

4月から市役所の組織の一部が変わりました

業務の効率化を図るため、市役所の組織の一部を次のとおり変更しました。

❖国民年金に関する窓口が「国保年金課」に変わりました

☎国保年金課 ☎51-6753

4月1日から国民健康保険課が「国保年金課」となり、国民年金に関する相談・手続きの窓口が、市民課から国保年金課に移りました。

国民年金に関する相談・手続きは、市役所本館1階「10番・11番窓口」にお越しください。

市役所本館1階▶



❖公共交通に関する窓口が「都市整備建築課」(市役所別館2階)に変わりました

☎都市整備建築課 ☎51-6735

4月1日から次の公共交通に関する問い合わせ・手続きの窓口が、政策財政課(市役所本館3階)から都市整備建築課に移りました。

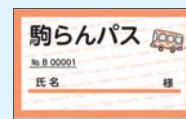
- ▶市街地循環バス、西地区シャトルバス、東地区シャトルバスに関すること
- ▶予約制乗合タクシー(おとたく、ふかたく、きりたく、ふじたく)の利用登録など



▲市役所別館2階

市街地循環バス・西地区シャトルバス・東地区シャトルバス

運賃無料乗車証「駒らんパス」を交付します



4月1日
利用開始!

日常生活での移動に困難を抱えている人を支援するため、希望者に市街地循環バスなどで利用できる運賃無料乗車証「駒らんパス」を交付します。希望者は、電子申請または次の窓口で申請してください。要件や必要書類など、詳しくは広報とわだ3月号または市ホームページをご確認ください。

対象者の区分	窓口・問い合わせ
18歳以下の人	都市整備建築課 ☎51-6735
満65歳以上の人	高齢介護課 ☎51-6720
障害者手帳、特定医療(指定難病)受給者証をお持ちの人	生活福祉課 ☎51-6718
生活保護受給者	生活福祉課 ☎51-6715、51-6739
妊婦または1歳半までの子の母親	こども家庭センター ☎51-6797

※対象者の区分により申請・交付窓口が異なります。電子申請は申請から1週間程度で郵送します。窓口での申請は、担当の窓口で即時交付します。



▲市ホームページ



▲電子申請はこちら
から

◎市街地循環バス・西地区シャトルバス・東地区シャトルバスの時刻表と運行経路図を13~16ページに掲載しています。